

伊奈町まちづくり基本条例（案）に関する意見内容一覧

No.	意見の趣旨	町の考え方
1	<p>伊奈町まちづくり基本条例の案第2条から、理念型条例（「指針」や「基本原則」といった抽象的規定にとどめるもの）であることが分かりますが、この条例の位置づけについて再検討してください。</p> <p>本条例を理念型条例として制定する意義は薄く、住民自治型条例（町民参加や参画、町民投票等の仕組みを定めるもの）にすることを求めます。</p>	<p>本条例は、まちづくりを推進するための基本的な事項や理念を定めるものであり、町民投票などの具体的な制度等を定めることは目的としておりませんので、原案のままの表記とさせていただきますと考えております。</p> <p>仮に町民投票といった制度を設ける場合は、本条例内に規定するのではなく、別途条例を制定するべきものと考えております。</p>
2	<p>本案第3条（1）における、「町民」の定義について再検討してください。</p> <p>町民の定義については、日本国籍を有し、伊奈町に住所を有する者と定義することを求めます。</p> <p>※町外に本拠を置き、町内で活動する個人や団体を、分別なく町民として良いのか。例えば、それを認めることによって、町に住む人々の生活に不利益を与えるような個人や団体が、「町民の権利」を主張する恐れを危惧している。また、本案の「町民」の定義は、外国人参政権を推進し、許容することにつながりかねない。まちづくり基本条例における町民の定義は、町で住民投票が実施される際に、投票権を付与する対象者を決める段階において、本案第2条より尊重されるものである。本案の町民の定義であると、外国人の方に対しても投票権を付与できることになってしまうため、外国人参政権を許容することにつながりかねないものと危惧している。</p>	<p>まちづくりの主体者は、「日本国籍を有し、伊奈町に住所を有する者」のみに限られないことから、原案のままの表記とさせていただきますと考えております。</p> <p>このように町民を幅広く定義している理由は、「少子高齢化」「将来的な人口減少」「コミュニティの希薄化」などの様々な課題に直面していく中で、これらの課題の解決やまちづくりの推進のためには、国籍や町内住所の有無にかかわらず、伊奈町において働き、学び、又は活動している、伊奈町に関係する幅広い方たちが、協力しあっていくことが必要であるとの認識に基づくものです。</p> <p>また、本条例の位置付けについては、第2条のとおり「まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重するもの」としているところです。</p> <p>他団体のまちづくり基本条例の中には、その条例中に自らの位置付けとして、「最高位」とするものや、「最大限に尊重」とするものもありますが、本案では、そこまでのトーンではなく、「尊重する」に留めております。</p> <p>この「尊重する」の趣旨としては、まちづくりに関する条例等の制定等に当たっては、まずは、伊奈町におけるまちづくりの基本理念・基本原則を定めた本条例に立ち返ることを要請するものです。その結果、実際に各条例等を制定等する（例えば、住民投票の投票権を付与する対象者を定める）に当たっては、それぞれの条例等の目的や位置付け、関係法令等を十分精査した上で、定義等を始めとした各種具体的事項は、慎重な検討により規定されるべきものと考えております。</p>
3	<p>本案第11条における、「上司の職務上の指示」という条文について削るかたちで再検討してください。</p> <p>※不確実性の高い情勢のなかで、あらゆる物事に柔軟かつ臨機応変な対応が求められる時代において、あらゆる状況に備えて職員が上司や部下といった立場に関係なく、個々の力を最大限に発揮することが求められるため。</p>	<p>職員が、全体の奉仕者としての地位と責任を全うするためには、服務規律が厳正に維持されることが必要であり、職務を遂行するに当たって、職員を指揮監督する権限を有する上司から発せられた有効な指示に従うことは、まちづくりを推進する上でも、重要な責務であると認識しています。</p> <p>そのため、表記は原案のままとさせていただきますと考えておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、職員に立場にかかわらず、個々の力を最大限に発揮できるよう、まちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えます。</p>
4	<p>伊奈町まちづくり基本条例に、常設型の住民投票条項を追加するよう再検討してください。</p> <p>※住民参加の機会を保障するうえで意義がある。また、町長や町議会といった地方自治の基礎となる間接民主主義が課題とする部分や補えない部分を、直接民主主義の住民投票によって担保することができる。</p>	<p>本条例は、伊奈町のまちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民参加型のまちづくりの実現を目指して制定するものです。</p> <p>そのため、住民投票などの具体的な制度等を定めることは目的としておりませんので、原案のままの表記とさせていただきますと考えております。</p> <p>仮に住民投票制度を設ける場合は、本条例内に規定するのではなく、別途条例を制定するべきものと考えております。</p>
5	<p>第3条(1)の個人または団体の中で、反社会的勢力は日本一住んでみたいまちを目指すうえでも、町民主体参加型のまちづくり推進においても排除（町政に参加させず追放が望ましい）すべきかと思いますので活動できないよう条文に加えても良いかと思います。</p>	<p>町では、町民の皆さまの生活の安全と平穏を確保するため、暴力団を排除するための活動の推進に関する基本理念等を定めた「伊奈町暴力団排除条例」を制定しています。</p> <p>そのため、ご意見いただいた内容については、まちづくり基本条例において規定することは予定しておりませんが、伊奈町暴力団排除条例で定める規定に基づき、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいりたいと考えます。</p>
6	<p>前文の「私たち」とは誰を指しますか。</p> <p>用語の意義を定め、日本語の意味を使わないことは誤解を生むと考えます。</p>	<p>「私たち」とは、町民、町及び議会からなる、まちづくりに必要不可欠な存在を指すものであり、それぞれが主体性をもって伊奈町のまちづくりを担っていく決意を込めるため、「私たちのまち伊奈町」として主語を表現するものです。</p> <p>なお、本条例を制定・施行する際には、内容を補足する解説資料を別途作成し、用語の意義を含め、条例の趣旨を正確に周知できるよう、努めてまいります。</p>

No.	意見の趣旨	町の考え方
7	第3条(1)「町民」日本国籍以外の人も含みますか。また不法滞在者はどうなりますか。	伊奈町のまちづくりの推進のためには、国籍や町内住所の有無にかかわらず、伊奈町において働き、学び、又は活動している、伊奈町に関係する幅広い方たちが、協力しあっていくことが必要であるとの認識から、本条例における「町民」については、日本国籍以外の方も含むものと考えております。一方で、不法滞在者（不法に在留する外国人）については、許可なく日本国内に滞在している状態ですので、「町内において働き、学び、又は活動する」ことが想定されないため、本条例における「町民」には含まれないものと考えております。
8	第11条において、「町民全体の奉仕者」と強調するのは何故でしょうか。	職員が全体の奉仕者であることは、憲法でも規定されているとおり、公務員の基本的性格を意味するものであり、公務員の使命そのものです。全体の奉仕者とは、行政の中立性と安定性の維持のために、公務員が特定の立場に偏らないことを指すものですが、職員がまちづくりを推進する上でも、公務員としてのこの基本的性格に沿った取組を促す意味合いを込めて、条例において明記するものです。
9	第3条の(5)では「対等の立場」とされています。第9条においては権利や責任をわざわざ定めるのですから、町民の意見をホームページだけでなく行政区等で意見収集をして頂きたいです。	ご意見のとおり、本条例は、まちづくりにおける町民の皆さまの権利や責務等を定めるものであり、町民の皆さまに深く関わりのあるものであることから、行政区等を通じて意見収集をさせていただくことも、一つの手法として考えられるかと思えます。一方で、町民の皆さまの忌憚のないご意見を、広く直接的にお伺いしたい趣旨から、「伊奈町町民コメント制度要綱」に基づき、町のホームページを始め、町の関係施設（役場企画課、役場住民相談室、伊奈町立図書館、ふれあい活動センター（ゆめくる）出張所、県民活動総合センター出張所）において条例（案）を公表し、意見を募らせていただいたものになります。
10	わざわざ文章化することが不必要な争いを招く恐れはないのでしょうか。今は穏やかな日本ではなくなっていますし、ましてや埼玉県は問題の多い県です。伊奈町には危機管理として急増する外国人へ対応する準備はできているのでしょうか。	本条例は、まちづくりを推進するための基本的な事項や理念を定めるものであり、外国人に係る具体的な制度等を定めることは目的としておりません。なお、町では、年々増加する外国人住民に対応するため、令和5年度からコミュニティ推進課国際化推進担当を新設し、国際化対応のまちづくりを推進しております。